

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

専門分科会の決議を審議会の決議とする件について
〔社会福祉施設の設備、運営等に関する基準に係る事項〕

福祉労働部福祉総務課

専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

次表の左の欄に掲げる事項に係る専門分科会の決議は、社会福祉審議会の決議とする。

事 項	専門分科会	
社会福祉施設の設備、運営等に関する基準に係る調査審議	児童福祉施設等 [・児童福祉法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律]	児童福祉専門分科会
	障害者、障害児福祉施設 [・障害者自立支援法 ・児童福祉法]	障害者福祉専門分科会
	老人福祉施設等 [・老人福祉法 ・介護保険法]	老人福祉専門分科会

※参考 1 専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの(現行)

事 項	専門分科会
(1) 社会福祉施設等の整備事業計画に係る調査審議(福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査要綱第3条第1項、第5条)	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障害者福祉専門分科会
(2) 社会福祉施設等の整備事業計画に係る調査審議(福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査要綱第3条第1項、第5条)	児童福祉専門分科会
(3) 芸能、出版物、がん具、遊戯等(児童福祉文化財)の推薦又はその製作者、興行者、販売者等への勧告に係る調査審議(児童福祉法第8条第7項)	
(4) 要保護児童等に対する訓戒、指導、里親への委託、児童養護施設等への入所等に係る調査審議(児童福祉法第27条第6項)	
(5) 里親の認定に係る調査審議(児童福祉法施行令第29条)	
(6) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付停止決定に係る調査審議(母子及び寡婦福祉法施行令第13条第1項、第38条)	
(7) 青少年に有益な図書類、興行又はがん具類の推奨に係る調査審議(福岡県青少年健全育成条例第10条)	
(8) 青少年に有害な図書類、興行、広告物又はがん具類の指定に係る調査審議(福岡県青少年健全育成条例第16条～第20条)	
(9) その他専門性が高く専門分科会の判断に委ねることが適当と委員長が認めるもの	

※参考 2 法令の規定により専門分科会等の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの

事 項	専門分科会
(1) 民生委員の適否の審査に関する調査審議(社会福祉法施行令第2条第3項)	民生委員審査専門分科会
(2) 身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議(社会福祉法施行令第3条第3項)	障害者福祉専門分科会 審査部会

※参考 3 福岡県社会福祉審議会規則(平成12年福岡県規則第65号)

第6条 6 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とすることができる。
--

第1次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

(1)施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

(2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

(3)計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

○ 内閣府の所掌事務

(改革 ※) 推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進)の追加(内閣府設置法)
※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

地方分権改革の動向について

平成23年5月
分権改革推進室

平成18年6月 地方六団体が「地方分権の推進に関する意見書」提出

- 地方六団体において税財政改革を中心とした7つの提言をとりまとめ。
- 地方自治法の規定に基づき、内閣と国会に提出。



平成18年7月 「基本方針2006」閣議決定

- 「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担を見直し、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る」ことが明記された。



平成19年4月 「地方分権改革推進法」施行（平成18年12月成立）

- 3年間の時限法（平成22年3月末に失効）
- 「地方分権改革推進委員会」の設置、「地方分権改革推進計画」の作成等を規定。
- H20年5月 第一次勧告（国と地方の役割分担の考え方、基礎自治体への権限移譲等）
- H20年12月 第二次勧告（義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し等）
- H21年10月 第三次勧告（義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大等）
- H21年11月 第四次勧告（地方税財政の諸課題、あるべき地方税財政制度等）



平成21年9月16日～民主党政権発足

平成21年11月 「地域主権戦略会議の設置」閣議決定

- 地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」の早期確立のため、「地域主権」改革に関する施策を検討・実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため内閣府に設置。

平成21年12月 「地方分権改革推進計画」閣議決定

- 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- 国と地方の協議の場の法制化
- 今後の地域主権改革の推進体制



平成22年3月 地域主権関連3法案 国会提出⇒衆議院での「地域主権」・「地域主権戦略会議」の用語の削除及び施行期日の修正等を経て、平成23年4月28日成立し5月2日公布

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（一括法案第1次）
- 「国と地方の協議の場に関する法律」
- 「地方自治法の一部を改正する法律」

平成22年6月 「地域主権戦略大綱」閣議決定

○地域主権改革を総合的・計画的に推進するため当面講ずべき法制上の措置等及び今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針。

- ①地域主権改革の全体像、②義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、
- ③基礎自治体への権限移譲、④国出先機関の原則廃止、⑤補助金等の一括交付金化、
- ⑥地方税財源の充実確保、⑦直轄事業負担金の廃止、⑧地方政府基本法の制定、
- ⑨自治体間連携・道州制、⑩緑の分権改革



②義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、③基礎自治体への権限移譲

平成23年4月 第2次一括法案提出